十分に第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項若しくは第五項若しくは第一項（同項に係る部分に限る。）に係る	厚生年金保険の被保険者期間	国家公務員共済組合の組合員期間					
「被保険者期間」	「組合員期間」						
平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二十二条第一項の従前額改定率（次項において「平成十七年度従前額改定率」という。）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員退職手当法の一部の施行に伴う国家公務員の退職給付等の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十九条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第一項及び第二項の従前額改定率	同令第十八条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法による改定率の改定等に関する政令	国民年金法による改定率の改定等に関する政令	平成十六年厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十一条第一項及び第二十二条第一項の表	改正後再評価令第四条第一項	
	国家公務員共済組合の組合員期間	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員退職手当法の一部の施行に伴う国家公務員の退職給付等の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十九条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第一項及び第二項の従前額改定率	同令第十八条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法による改定率の改定等に関する政令	組合員期間	厚生年金保険法第四十三条第一項	同法別表	同法の
	適用する改正後厚生年金保険法附則第十七条第三項から第七項まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定	適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号（平成二十七年経過措置政令第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定	平成二十七年経過措置政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。次項において	附則別表第一	定めるとおり	被保険者	改正後再評価令別表第一	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定により適用するもののとされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）別表
	改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第三項で	厚生年金保険法第四十六条第一項	厚生年金保険法附則第十一条第一項各号	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下	附則第二十一条第一項	附則別表	被保険者期間	改正後再評価令別表第一	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定により適用するもののとされた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）別表
	改正後再評価令第五条第二項	改正後再評価令第五条第一項	改正後再評価令第六条第一項		改正後再評価令第六条第二項				
	改正後再評価令第六条第三項								

（施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による給付に係る改正後平成八年改正法等の規定の読替え）

第十九条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付に係る平成二十四年一元化法附則第九十一条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「改正後平成八年改正法」という。）附則第十六条第一項及び第三十三条第一項並びに平成十二年改正法附則第十一条、第十二条第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項並びに第十二条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後平成八年改正法附則第十六条第一項	改正後国共済施行法	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「平成二十四年一元化法改正前施行法」という。）
改正後平成八年改正法附則第十三条第一項	改正後国共済施行法	平成二十四年一元化法改正前施行法
	昭和六十年国共済改正法	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年国共済改正法
	附則別表	定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあっては、一・二二）
	国家公務員共済組合の組合員	